#### LPガス販売事業者 各 位

(一社) 新潟県 L P ガス協会 新潟県防災局消防課

令和5年度新潟県LPガス料金高騰対策家庭向け 支援補助事業の説明会の開催について(ご案内)

既にご承知の通り、各種エネルギー価格の高騰により、都市ガス、電気等に対する生活者向け支援が 実施されている中、LPガスに対する家庭向け支援の実施が、今般の6月県議会で可決、決定しました。 そして、当該補助事業の事務局は、(一社) 新潟県LPガス協会(以下、事務局)がお引き受けすること になった事をご報告します。

当該補助事業は、LPガスをご利用のご家庭(需要家)を対象に、本年9月~10月のLPガス利用分の請求額から月1,000円(税抜き)を値引きしていただくものであり、値引きをする販売事業者にあっては、事務局にあらかじめ補助金の申請をいただき交付決定を受けていただく必要があります。ついては、当該補助金の目的並びに申請手続き等に関して下記の通り説明会を開催しますので、是非ご参加くださるようお願いします。

なお、<u>当該補助金の申請単位は、販売所ではなく販売事業者となります。よって、1販売事業者1名</u>に限定で恐縮ですが、申請手続きをご担当になる方のご出席をお願いします。

記

### 1. 日時会場等

開催日	時間と定員	会場	参加対象支部
		新潟NOCプラザ	村上・新発田・蒲
	10:00~11:30	新潟市東区卸新町2-853-3	原・新潟の各支部
	定員200名	TEL 025 (273) 4181	
8月7日(月)		長岡ベルナール	県央・長岡・魚沼・
	14:30~16:00	長岡市千秋1-1000-1	十日町の各支部
	定員200名	TEL 0258 (29) 0101	
		アミューズメント佐渡	
8月10日(木)	13:30~15:00	佐渡市中原234-1	佐渡支部
	定員50名	TEL 0259 (52) 2001	
		ユートピアくびき希望館	
8月18日(金)	13:30~15:00	上越市頸城区百間町716	上越支部
	定員130名	TEL 025 (530) 2360	

(注1) 上記、説明会の参加申し込みは不要です。各支部の会員数を基に資料を準備しておりますので、当日直接ご来場ください。

#### 2. 説明会内容

- (1) 当該補助金の目的と概要
- (2) 販売事業者による申請手続きと値引き後の実績報告について
- (3) その他 (質疑応答)

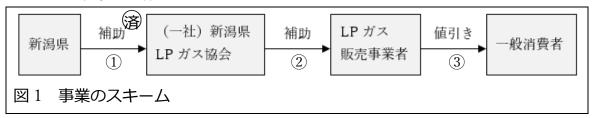
## L P ガス料金高騰対策家庭向け支援事業の概要について

# 1 目的

エネルギーの価格の高騰対策として、国により電気・都市ガス料金の負担 軽減策が実施されているところですが、LPガス料金も県内において上昇し ていることから、一般家庭等(一般消費者等)に対する負担軽減支援を行い ます。

## 2 事業の概要

この事業の全体のスキームとしては、図1に示すとおりです。



- ①新潟県から一般社団法人新潟県LPガス協会(以下「協会」といいます。) へ 補助を行います。
- ②協会が L P ガス販売事業者へ補助を行います(申請が必要です。)。
- ③LPガス販売事業者が一般消費者(等)へ値引きを行います。

## 3 値引き額、値引き期間

- 1世帯あたり一律 1.000 円/月 (税抜き)
- 9月分と10月分の使用料、よって2か月間で総額2,000円となります。

### 4 支援対象者の要件

- ・液化石油ガス法の一般消費者等
- ・ガス事業法のコミュニティーガスの消費者(形態が液化石油ガス法の一般 消費者等と類似している者)

# 5 L P ガス販売事業者の方への補助額

次の額を補助します。

- ・支援対象者の方に対する値引き額の原資→一世帯当たり 2,000 円
- ・支援対象者一世帯当たり 100 円の事務経費

# 6 L Pガス販売事業者の方に行っていただきたいこと

- ○協会への補助金交付申請
- ○支援対象者への周知
  - ・事前チラシの配付
  - ・請求時チラシの配付 いずれのチラシも協会(が発注する印刷業者)から送付されます。
- ○支援対象者へ値引き実施時の請求書等への値引き額明示
- ○協会への実績報告 なお、概算払申請は任意となります。

# 7 L Pガス販売事業者の方のスケジュール

あくまでも目安であり、翌月にLPガス料金請求するという前提です。

説明会後~9月上旬	協会への補助金交付申請(交付決定は+10日前後)	
9月中	支援対象者への事前チラシの配布	
(任意) 9月下旬	協会への概算払申請	
10 月	支援対象者への値引き済請求と請求時チラシの配付	
11 月	支援対象者への値引き済請求と請求時チラシの配付	
11 月下旬~12 月	協会への実績報告	

以上は概要となります。詳細は、協会が発行する要綱及び手引き並びに別途配付しましたQ&Aを参照下さい。